

請 願 文 書 表  
(令和4年第3回定例会)

請 願 第 8 号	令和4年8月29日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）」の実施にあたり八千代市の適切な対応を求める件
紹 介 議 員	飯 川 英 樹 議員
請 願 要 旨	<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>2021年6月16日に国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）」は本年9月中に全面施行の予定です。</p> <p>この法律によって「注視区域」「特別注視区域」が定められますが、八千代市においては自衛隊習志野基地がそれに該当する可能性が非常に高いと考えられます。同法第7条で「内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。」とあり、また同法第2項においては「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を提供するものとする。」とあります。</p> <p>住民の思想信条を国が調査、監視するという点、また機能阻害行為が具体的に何を指すのかが明確に定められていない点など、この法律には問題点が多くあると指摘されていますから、同法は全面施行をせず、廃止すべきものだと考えています。</p> <p>また、同区域に定められた結果、不動産価格が下落する恐れもあり、八千代市にとっては市民の個人情報の保護そして「まちづくり」という観点から大きく関わる法律です。</p> <p>同法の国会での可決時に衆参両院で採択された付帯決議の1項目目に「注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方</p>

請 願 文 書 表  
(令和4年第3回定例会)

公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること」とありました。そして2022年7月に公表された同法の「基本方針(案)」第2の1(1)には「この指定に当たっては、(中略)あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取する。最終的な注視区域の指定は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議する」とありますが、都道府県からの意見聴取に留まるのではないかとの指摘もあります。これらのことにより下記の事項を請願します。

【請願内容】

- 1 同法に基づく「注視区域」「特別注視区域」が八千代市内において指定されるのか否かを八千代市はすみやかに国に確認してください。
- 2 同区域の指定前に国が八千代市の意見を聴くよう、八千代市議会は国に求めてください。
- 3 国から八千代市に対して意見聴取がなされることが決まれば、すみやかにそのことを八千代市は市民に知らせてください。
- 4 国から八千代市に対して意見の聴取が行われる前に、市は市民から「注視区域」「特別注視区域」に指定されることへの意見を聴く機会を設けてください。
- 5 国から八千代市に対して意見聴取がなされた場合には、すみやかにその内容等を八千代市は詳細に市民に公開してください。